

こ けんりじょうやく げんそく 子どもの権利条約 4つの原則

1. いのち まも せいちょう 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長
できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

あなたたち子どもの命が守られ、
育つことができるようお手伝いします。

こ もっと 2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時には、
「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

あなたたちひとりひとりにとって、
一番よいことができるように、がんばります。



いけん ひょうめい さんか 3. 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、
おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

あなたがこまっていることや心配していることを、
いつでも話してください。

さべつ 4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況
などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

みんなちがって、みんないい。
みんなを、同じように大切にします。